令和６年（２０２４年）９月

平塚市議会定例会議案

議　案　目　次

ページ

認　第　1号　決算の認定について
〔令和５年度平塚市一般会計・特別会計決算〕 …… 1

認　第　2号　決算の認定について
〔令和５年度平塚市病院事業決算〕 …… 3

認　第　3号　決算の認定について
〔令和５年度平塚市下水道事業決算〕 …… 5

報告第　9号　継続費の精算報告について …… 7

報告第１０号　健全化判断比率について …… １１

報告第１１号　公営企業の資金不足比率について …… １５

報告第１２号　専決処分の報告について …… １９

議案第５６号　平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例 …… ３７

議案第５７号　平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例 …… ３９

議案第５８号　平塚市びわ青少年の家の設置および管理等に関する条例の一部を改正する条例 …… ４１

議案第５９号　平塚市立の学校の設置に関する条例の一部を改正する条例 …… ４３

議案第６０号　平塚市袖ケ浜デイサービスセンターの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例 …… ４５

議案第６１号　平塚市七国荘の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例 … ４７

議案第６２号　工事請負契約の締結について
〔教育会館耐震補強工事（建築）〕 …… ４９

議案第６３号　損害の賠償について …… ５１

議案第６４号　指定管理者の指定期間の変更について …… ５５

議案第６５号　市道路線の認定について …… ５７

議案第６６号　利益の処分について …… ６１

議案第６７号　令和６年度平塚市一般会計補正予算 …… 別冊

議案第６８号　同　　介護保険事業特別会計補正予算 …… 別冊

議案第６９号　同　　病院事業会計補正予算 …… 別冊

認第１号

次に掲げる決算については、別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

令和５年度平塚市一般会計歳入歳出決算
同　競輪事業特別会計歳入歳出決算
同　国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
同　水産物地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
同　介護保険事業特別会計歳入歳出決算
同　後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

認第２号

令和５年度平塚市病院事業決算については、別冊のとおりにつき、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

認第３号

令和５年度平塚市下水道事業決算については、別冊のとおりにつき、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

報告第９号

継続費の精算報告について

令和５年度平塚市一般会計決算及び同下水道事業決算において、継続費に係る継続年度が終了した事業について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第２項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

別紙

令和5年度 平塚市一般会計継続費精算報告書

（単位：円）

款	項	事業名	年度	全体計画 年割額	全体計画 左の財源内訳 特定財源 国県支出金	全体計画 左の財源内訳 特定財源 地方債	全体計画 左の財源内訳 特定財源 その他	全体計画 左の財源内訳 一般財源	実績 支出済額	実績 左の財源内訳 特定財源 国県支出金	実績 左の財源内訳 特定財源 地方債	実績 左の財源内訳 特定財源 その他	実績 左の財源内訳 一般財源	比較 年割額と支出済額の差	比較 左の財源内訳 特定財源 国県支出金	比較 左の財源内訳 特定財源 地方債	比較 左の財源内訳 特定財源 その他	比較 左の財源内訳 一般財源
6 土木費	4 都市計画費	総合公園受変電設備改修事業	4	63,850,000	5,000,000	4,500,000	54,350,000	0	63,850,000	5,000,000	4,500,000	54,350,000	0	0	0	0	0	0
			5	359,589,000	186,583,000	105,600,000	67,406,000	0	359,588,400	186,583,000	100,600,000	39,759,000	32,646,400	600	0	5,000,000	27,647,000	△ 32,646,400
			計	423,439,000	191,583,000	110,100,000	121,756,000	0	423,438,400	191,583,000	105,100,000	94,109,000	32,646,400	600	0	5,000,000	27,647,000	△ 32,646,400
10 教育費	1 教育総務費	教育会館改修事業（設計委託）	4	7,170,000	0	0	0	7,170,000	7,170,000	0	0	0	7,170,000	0	0	0	0	0
			5	22,454,000	1,222,000	0	0	21,232,000	22,453,660	1,222,000	0	1,838,000	19,393,660	340	0	0	△ 1,838,000	1,838,340
			計	29,624,000	1,222,000	0	0	28,402,000	29,623,660	1,222,000	0	1,838,000	26,563,660	340	0	0	△ 1,838,000	1,838,340
10 教育費	3 中学校費	中学校完全給食準備事業（第1期給食設備等設置工事）	4	20,470,000	0	0	20,470,000	0	20,470,000	0	0	20,470,000	0	0	0	0	0	0
			5	82,458,000	0	0	82,458,000	0	82,457,165	0	0	29,841,000	52,616,165	835	0	0	52,617,000	△ 52,616,165
			計	102,928,000	0	0	102,928,000	0	102,927,165	0	0	50,311,000	52,616,165	835	0	0	52,617,000	△ 52,616,165
10 教育費	5 社会教育費	地区公民館整備事業（四之宮公民館新築工事実施設計）	4	5,200,000	0	0	5,200,000	0	5,200,000	0		5,200,000	0	0	0	0	0	0
			5	12,400,000	0	0	12,400,000	0	12,400,000	1,321,000		581,000	10,498,000	0	△ 1,321,000	0	11,819,000	△ 10,498,000
			計	17,600,000	0	0	17,600,000	0	17,600,000	1,321,000	0	5,781,000	10,498,000	0	△ 1,321,000	0	11,819,000	△ 10,498,000

令和5年度 平塚市下水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較			
				年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務発生額との差	左の財源内訳		
					国県支出金	企業債	損益勘定留保資金等		国県支出金	企業債	損益勘定留保資金等		国県支出金	企業債	損益勘定留保資金等
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	ツインシティ大神地区公共下水道整備事業(ツインシティ大神地区調整池築造工事(土木)その2)	2	82,223,000	23,000	82,200,000	0	82,223,000	0	80,000,000	2,223,000	0	23,000	2,200,000	△ 2,223,000
			3	447,777,000	343,377,000	104,400,000	0	447,777,000	343,313,000	104,300,000	165,000	0	65,000	100,000	△ 165,000
			4	780,000,000	216,700,000	563,300,000	0	780,000,000	197,156,000	582,800,000	44,000	0	19,544,000	△ 19,500,000	△ 44,000
			5	190,000,000	189,900,000	100,000	0	187,082,400	70,000,000	116,900,000	182,400	2,917,600	119,900,000	△ 116,800,000	△ 182,400
			計	1,500,000,000	750,000,000	750,000,000	0	1,497,082,400	610,468,000	884,000,000	2,614,400	2,917,600	139,532,000	△ 134,000,000	△ 2,614,400
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	公共下水道管路地震対策事業(総合地震対策管路改築工事その9)	3	8,107,767	4,050,000	4,000,000	57,767	8,107,767	4,050,000	4,000,000	57,767	0	0	0	0
			4	153,192,233	68,950,000	71,100,000	13,142,233	153,192,233	68,950,000	68,800,000	15,442,233	0	0	2,300,000	△ 2,300,000
			5	223,798,000	108,000,000	115,700,000	98,000	223,797,900	108,000,000	102,400,000	13,397,900	100	0	13,300,000	△ 13,299,900
			計	385,098,000	181,000,000	190,800,000	13,298,000	385,097,900	181,000,000	175,200,000	28,897,900	100	0	15,600,000	△ 15,599,900

報告第１０号

健全化判断比率について

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率については、別紙のとおりにつき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、監査委員の意見を付けて報告する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

令和５年度決算に基づく健全化判断比率

比　率　区　分	本市の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	１１.２５％
連結実質赤字比率	—	１６.２５％
実質公債費比率	５．０％	２５.０％
将来負担比率	１４．５％	３５０.０％

備　考

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

報告第１１号

公営企業の資金不足比率について

公営企業の資金不足比率については、別紙のとおりにつき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、監査委員の意見を付けて報告する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

令和５年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

会計の名称	本市の比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	２０.０％
下水道事業会計	—	
水産物地方卸売市場事業特別会計	—	

備　考

資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

報告第１２号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙１から別紙４までのとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙　1

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１１年２月２２日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和６年６月１３日

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

1　賠償の理由

令和６年３月２１日（木）午後３時１５分頃、花水公民館附属体育館において、相手方が卓球の準備をしていた際に、卓球台が不具合により倒れ、相手方を負傷させたものです。

これは、市有の卓球台の整備が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2　賠償の金額

賠償金	４１，２８０円
（内訳）治療費	５，８３０円
通院交通費	１，０５０円
慰謝料	３４，４００円

3　賠償の相手方

平塚市撫子原[redacted]

[redacted]

4　支払方法

賠償金は、平塚市撫子原[redacted]に支払う。

別　紙　２

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１１年２月２２日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和６年６月１８日

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

1　賠償の理由

令和６年３月２１日（木）午後３時１５分頃、花水公民館附属体育館において、相手方が卓球の準備をしていた際に、卓球台が不具合により倒れ、相手方を負傷させたものです。

これは、市有の卓球台の整備が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2　賠償の金額

賠償金	２３，７６０円
（内訳）治療費	６，５６０円
慰謝料	１７，２００円

3　賠償の相手方

平塚市松風町[redacted]

[redacted]

4　支払方法

賠償金は、平塚市松風町[redacted]に支払う。

別　紙　3

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１１年２月２２日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和６年７月１７日

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

1　賠償の理由

令和６年５月１日（水）午前８時５５分頃、収集業務課職員の運転する塵芥車が平塚市万田３丁目１５番３号にある集合住宅敷地内から道路へ出るために左折した際、市車両の右後部が相手方敷地内のコンクリート塀に接触し、これを破損させたものです。

これは、当方運転員の安全確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2　賠償の金額

賠償金（修繕料）　　３８，５００円

3　賠償の相手方

東京都世田谷区用賀四丁目１０番１号　世田谷ビジネススクエアタワー
株式会社東急コミュニティー

4　支払方法

賠償金は、横浜市旭区小高町１２４番地１　株式会社オックスに支払う。

別　紙　4

専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１１年２月２２日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和６年７月３０日

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

１　賠償の理由

令和６年４月３０日（火）午後２時５８分頃、収集業務課職員が、運転する塵芥車を平塚市長持３５３番地の７付近のごみ集積所に寄せるために後退した際に、市車両の右後部が相手方敷地内のフェンス等に接触し、これを破損させたものです。

これは、当方運転員の安全確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

２　賠償の金額

賠償金（修繕料）　　１４４，１００円

３　賠償の相手方

平塚市長持[redacted]

[redacted]

４　支払方法

賠償金は、岐阜県羽島市舟橋町本町五丁目３２番地　株式会社保安企画に支払う。

平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例

平塚市附属機関設置条例（平成２５年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会	平塚市立小学校及び中学校通学区域再編成委員会	小学校及び中学校の通学区域の再編成計画について調査審議すること。	１５人以内

」

を

「

教育委員会	平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会	小学校及び中学校の適正な規模及び配置に係る基本方針について調査審議すること。	１０人以内
	平塚市立小学校及び中学校通学区域再編成委員会	小学校及び中学校の通学区域の再編成計画について調査審議すること。	１５人以内

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１０月１日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

公募対象公園施設設置等予定者選定委員会委員	日額　１１，３００円	同上

」

を

「

公募対象公園施設設置等予定者選定委員会委員	日額　１１，３００円	同上
市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会委員	日額　１１，３００円	同上

」

に改める。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

議案第５７号

平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和３２年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「パートタイム会計年度任用職員」の次に「（職務の特殊性があると市長が特に認めるものを除く。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

平塚市びわ青少年の家の設置および管理等に関する条例の一部を改正する条例

平塚市びわ青少年の家の設置および管理等に関する条例（昭和５６年条例第３号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第１条中「および」を「及び」に改める。

第３条中「次の各号に掲げる１０人以上の」を「次に掲げる」に改め、同条ただし書及び各号を次のように改める。

ただし、第２号に掲げる団体にあっては、びわ青少年の家のうち、規則に定める野外施設のみを利用できるものとする。

（１）　青少年又は青少年育成関係者で構成される１０人以上の団体であって、市長が認めるもの

（２）　２人以上の団体

第３条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に適当と認めるときは、同項各号に掲げる団体以外のものに利用させることができる。

第５条第１号中「または」を「又は」に改め、同条中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、同条第２号中「および付属設備」を「及び附属設備」に改め、同号を同条第３号とし、同条第１号の次に次の１号を加える。

（２）　営利を目的として利用するおそれがあると認められるとき。

第７条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第９条各号列記以外の部分中「または」を「又は」に、「これら」を「、これら」に、「によつて」を「によって」に改め、同条第１号中「至つた」を「至った」に改め、同条第２号中「による利用条件」を「により付けられた条件」に改め、同条第５号中「または」を「又は」に、「あつた」を「あった」に改める。

第１０条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第１号中「および付属設備」を「及び附属設備」に改め、同条第２号中「付属設備」を「附属設備」に改め、同条第３号中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第４号中「またははり紙」を「又は貼り紙」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第５

号中「ど声」を「怒声」に、「または」を「又は」に、「およぼす」を「及ぼす」に改め、同条第６号中「または」を「又は」に、「寄付募集行為」を「寄附募集行為」に改め、同条第８号中「または」を「又は」に改める。

第１１条中「および付属設備」を「及び附属設備」に、「または」を「又は」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、題名の改正規定並びに第１条、第５条、第７条、第９条、第１０条及び第１１条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

議案第５９号

平塚市立の学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

平塚市立の学校の設置に関する条例（昭和３９年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表第３中

「

平塚市立ひばり幼稚園	平塚市御殿二丁目１７番５号
平塚市立土屋幼稚園	平塚市土屋９９６番地

」

を

「

平塚市立ひばり幼稚園	平塚市御殿二丁目１７番５号

」

に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

議案第６０号

平塚市袖ケ浜デイサービスセンターの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例

平塚市袖ケ浜デイサービスセンターの設置及び管理等に関する条例（平成８年条例第３号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

議案第６１号

平塚市七国荘の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例

平塚市七国荘の設置及び管理等に関する条例（昭和４４年条例第２３号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

議案第６２号

工事請負契約の締結について

教育会館耐震補強工事（建築）につき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

１　契　約　金　額　　３８３，７４６，０００円

２　契約の相手方　　増田工業株式会社
平塚市北金目一丁目１７番１１号
代表取締役　石川　むつ子

議案第６３号

損害の賠償について

本市は、別紙のとおり医療過誤に対する損害を賠償するものとする。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

1　賠償の理由

平塚市民病院において、令和元年１０月９日に左内頸(けい)動脈瘤の治療目的で入院した患者が、翌１０日に脳神経外科医師によるコイル塞栓術を受けたところ、医療過誤による空気塞栓症となり、意識障害が残る状態となったものです。

これは、医療過誤による空気塞栓症となったことが原因であり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2　賠償の金額

賠償金　　５７，７２４，４６７円

3　賠償の相手方

平塚市吉際[redacted]

[redacted]

代理人　子[redacted]

4　支払方法

賠償金は、平塚市吉際[redacted]に支払う。

議案第６４号

指定管理者の指定期間の変更について

次のとおり指定管理者の指定期間を変更する。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

１　公の施設の名称

平塚市南図書館

２　指定管理者

所　在　地　　東京都中野区弥生町二丁目８番１５号

団　体　名　　株式会社ヴィアックス

代表者氏名　　代表取締役　西門　直

３　指定の期間

変　更　前　　令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで

変　更　後　　令和４年４月１日から令和７年２月２８日まで

議案第６５号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を認定するものとする。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

別紙　　令和６年９月　　市道路線認定調書

１　一般市道

路線名	起点・終点	備考
菫平３０号線	菫平１９３番１４地先 菫平１９３番３地先	
菫平３１号線	菫平１９３番３３地先 菫平１９３番２４地先	
平塚１１０号線	平塚三丁目１００８番２３地先 平塚三丁目１００８番１４地先	
中里４１号線	中里２１番６地先 中里５番１地先	
西八幡４４号線	西八幡一丁目７３番８地先 西八幡一丁目７３番１５地先	
西八幡４５号線	西八幡一丁目２５３番２地先 西八幡一丁目２５３番５地先	
中原９２号線	中原三丁目７４１番８地先 中原三丁目７４１番５地先	
田村１４５号線	田村一丁目５５９２番１５地先 田村一丁目５５９２番１１地先	
横内１３１号線	横内字八的２３０２番１０地先 横内字八的２３０２番６地先	
横内１３２号線	横内字八的２３１７番２０地先 横内字八的２３１７番１７地先	
長持６８号線	長持字釜ケ坪１７４番１２地先 長持字釜ケ坪１７４番７地先	
飯島８号線	飯島字本町５２３番５地先 飯島字本町５２３番８地先	
万田８１号線	万田一丁目１８番２０地先 万田一丁目１８番１３地先	
纒７９号線	纒字松延２８２番３３地先 纒字松延２８２番２９地先	
真田１１１号線	真田四丁目２２５番３地先 真田四丁目２４６番９地先	

議案第６６号

利益の処分について

令和５年度平塚市下水道事業決算に係る利益を別紙のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月２７日提出

平塚市長　落　合　克　宏

別　紙

令和５年度平塚市下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	28,104,843,944	3,948,700,860	709,058,362
議会の議決による処分額	220,565,950	0	△ 709,058,362
減債積立金の積立	0	0	△ 388,492,412
建設改良積立金の積立	0	0	△ 100,000,000
資本金への組入	220,565,950	0	△ 220,565,950
処分後残高	28,325,409,894	3,948,700,860	（繰越利益剰余金） 0

（注）△の表示は、減少を示す。